

第 62 号 議 案

平成 31 年 3 月 7 日  
総 務 課  
任 用 給 与 課

東京都人事委員会規則の一部改正について

標記の件について、下記の東京都人事委員会規則を別添のとおり改正し、施行する。

記

東京都人事委員会規則の一部改正

- 1 公益的法人等への東京都職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則
- 2 東京都職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

# 1 公益的法人等への東京都職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

派遣先法人の追加及び削除に伴い、所要の改正を行う。

項 該 当 条 目 文	内 容														
<p><b>別 表 第 一</b> (<b>条例第2条関係</b>)</p> <p><b>別 表 第 二</b> (<b>条例第10条関係</b>)</p>	<p>【派遣先団体の削除に伴う規定整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 別表第一（公益的法人）               <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般社団法人地方税電子化協議会</li> </ul> </li> <li>○ 削除理由               <ul style="list-style-type: none"> <li>地方税法改正により、当該法人は平成 31 年 4 月 1 日をもって解散し、同日新たに設立される地方税共同機構に業務を承継するため。</li> </ul> </li> </ul> <p>【派遣先団体の追加に伴う規定整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 別表第一（公益的法人）               <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方税共同機構</li> <li>・特定非営利活動法人全国万引犯罪防止機構</li> </ul> </li> <li>○ 別表第二（営利法人）               <ul style="list-style-type: none"> <li>・株式会社はとバス</li> </ul> </li> </ul> <table border="1" data-bbox="488 864 1445 1361"> <tr> <td>団体名</td> <td>地方税共同機構</td> </tr> <tr> <td>申請者</td> <td>知事</td> </tr> <tr> <td>都事業との関連性及び職員派遣の必要性</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当法人は、地方税の電子申告等を行うための地方税ポータルシステム（e L T A X）の運営主体として、改正地方税法を根拠に平成 31 年 4 月 1 日に設置される法人である。</li> <li>・e L T A X 電子申告は、税制改正による大企業の義務化や総務省策定の『行政手続コスト』削減のための基本計画において中小法人の 70% 以上の目標数値が掲げられるなど、都の税制行政においても、当法人と連携してより一層の普及促進を図っていく必要があることから、職員派遣が必要である。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>都の補助金</td> <td>地方税法に基づき、費用は地方団体が負担</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="488 1370 1445 2011"> <tr> <td>団体名</td> <td>特定非営利活動法人全国万引犯罪防止機構</td> </tr> <tr> <td>申請者</td> <td>警視総監</td> </tr> <tr> <td>都事業との関連性及び職員派遣の必要性</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当法人は、万引き犯罪を防止し、青少年の健全育成と地域社会の安全・安心を確保することを目的に設立され、万引き犯罪防止に関する調査研究、教育研修事業等を行っている。</li> <li>・現在、万引き犯罪の認知件数は、刑法犯認知件数の約 1 割を占めるなど、看過できない状況にある。警視庁は、「万引き防止のためのアクションプラン」に基づき、当該法人等と連携し、東京万引き防止官民合同会議等の取組を進めている。</li> <li>・当法人へ都職員を派遣することは、警察官の知見等を的確に当該法人の取組に反映させるとともに、警視庁、当法人及び関係団体等が連携して将来にわたる持続可能な万引き防止対策を推進すること、ひいては安全で安心して暮らせる街づくりを実現することに資するものである。</li> </ul> </td> </tr> </table>	団体名	地方税共同機構	申請者	知事	都事業との関連性及び職員派遣の必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当法人は、地方税の電子申告等を行うための地方税ポータルシステム（e L T A X）の運営主体として、改正地方税法を根拠に平成 31 年 4 月 1 日に設置される法人である。</li> <li>・e L T A X 電子申告は、税制改正による大企業の義務化や総務省策定の『行政手続コスト』削減のための基本計画において中小法人の 70% 以上の目標数値が掲げられるなど、都の税制行政においても、当法人と連携してより一層の普及促進を図っていく必要があることから、職員派遣が必要である。</li> </ul>	都の補助金	地方税法に基づき、費用は地方団体が負担	団体名	特定非営利活動法人全国万引犯罪防止機構	申請者	警視総監	都事業との関連性及び職員派遣の必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当法人は、万引き犯罪を防止し、青少年の健全育成と地域社会の安全・安心を確保することを目的に設立され、万引き犯罪防止に関する調査研究、教育研修事業等を行っている。</li> <li>・現在、万引き犯罪の認知件数は、刑法犯認知件数の約 1 割を占めるなど、看過できない状況にある。警視庁は、「万引き防止のためのアクションプラン」に基づき、当該法人等と連携し、東京万引き防止官民合同会議等の取組を進めている。</li> <li>・当法人へ都職員を派遣することは、警察官の知見等を的確に当該法人の取組に反映させるとともに、警視庁、当法人及び関係団体等が連携して将来にわたる持続可能な万引き防止対策を推進すること、ひいては安全で安心して暮らせる街づくりを実現することに資するものである。</li> </ul>
団体名	地方税共同機構														
申請者	知事														
都事業との関連性及び職員派遣の必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当法人は、地方税の電子申告等を行うための地方税ポータルシステム（e L T A X）の運営主体として、改正地方税法を根拠に平成 31 年 4 月 1 日に設置される法人である。</li> <li>・e L T A X 電子申告は、税制改正による大企業の義務化や総務省策定の『行政手続コスト』削減のための基本計画において中小法人の 70% 以上の目標数値が掲げられるなど、都の税制行政においても、当法人と連携してより一層の普及促進を図っていく必要があることから、職員派遣が必要である。</li> </ul>														
都の補助金	地方税法に基づき、費用は地方団体が負担														
団体名	特定非営利活動法人全国万引犯罪防止機構														
申請者	警視総監														
都事業との関連性及び職員派遣の必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当法人は、万引き犯罪を防止し、青少年の健全育成と地域社会の安全・安心を確保することを目的に設立され、万引き犯罪防止に関する調査研究、教育研修事業等を行っている。</li> <li>・現在、万引き犯罪の認知件数は、刑法犯認知件数の約 1 割を占めるなど、看過できない状況にある。警視庁は、「万引き防止のためのアクションプラン」に基づき、当該法人等と連携し、東京万引き防止官民合同会議等の取組を進めている。</li> <li>・当法人へ都職員を派遣することは、警察官の知見等を的確に当該法人の取組に反映させるとともに、警視庁、当法人及び関係団体等が連携して将来にわたる持続可能な万引き防止対策を推進すること、ひいては安全で安心して暮らせる街づくりを実現することに資するものである。</li> </ul>														

団体名	株式会社はとバス
申請者	交通局長
都事業との関連性及び職員派遣の必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通局は、経営効率化を図りつつ、地域に必要な路線を維持するため、平成15年度より都営バスの管理の一部を同法人に委託している。</li> <li>・バス業界において、大型二種免許取得者が減少するなど、人材確保が困難となる状況の中で、交通局が安定した事業運営を行っていくためには、より強固な関係によるグループ経営の推進により、局と関連団体がグループ総体として最大の経営効果を発揮することが求められている。</li> <li>・当法人への都職員の派遣により、技術・ノウハウの交流を行うことで人材育成を図り、より一層関係団体と連携し、安全・安心の確保や質の高いサービスの提供等に向けて協力体制を強化する。</li> </ul>
都出資比率	37.9%

**【参考】**

公益的法人等への東京都職員の派遣等に関する条例第2条及び第10条（抄）  
（職員の派遣）

第2条 任命権者は、次項に定める団体との間の取決めに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため職員を派遣することができる。

2 法第2条第1項に規定する条例で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する団体で、人事委員会規則で定めるものとする。

- 一 都が出資し、若しくは補助金、負担金その他これに準ずるものを支出し、又は事業の委託若しくは役員を派遣を行っている団体
- 二 地方行政に資する事業を広域的に行っている団体
- 三 公共の利益の増進を目的とする事業を行っている団体で、都がその事業に参画し、又は協力することが、都の施策の推進に有益と認められるもの（法第10条第1項に規定する条例で定める法人）

第10条 法第10条第1項に規定する条例で定める株式会社は、次の各号のいずれかに該当する団体で、人事委員会規則で定めるものとする。

- 一 都が出資し、若しくは補助金、負担金その他これに準ずるものを支出し、又は事業の委託若しくは役員を派遣を行っている団体
- 二 地方行政に資する事業を広域的に行っている団体
- 三 公共の利益の増進を目的とする事業を行っている団体で、都がその事業に参画し、又は協力することが、都の施策の推進に有益と認められるもの

**施 行 期 日**  
附 則

平成31年4月1日

【参考】

公益的法人等への派遣について（資料）

○派遣法及び派遣条例に基づく身分的取扱い

	公益的法人等への派遣	営利法人への退職派遣
対象職員	一般職、再任用職員（フルタイム勤務、短時間勤務）	
派遣前の手続	職員の同意	任命権者の要請に応じ退職
	※任命権者と対象法人との間で、業務内容・報酬・福利厚生等について、取決め書を締結、職員本人に取決め内容を明示	
復職	期間満了により復職	
派遣期間	3年以内（5年まで延長可）	3年以内
服務	身分上の服務 （信用失墜、政治行為制限）	なし （公務員としての身分喪失）
	職務上の服務（職務命令義務・職務専念義務）不適用	
退職手当	期間通算	
年金	期間通算	
勤務時間等	都勤務時間条例の例による（休暇の取得・勤務実績は相互通算）	
災害補償	都の公務・通勤災害による補償と同程度の補償	
分限・懲戒	協議の上、都と派遣先で行う	派遣先団体で行う
雇用保険	適用外	派遣先団体の雇用保険を適用
健康保健等	派遣前と同様に共済組合の一般組合員	派遣先団体での健康保険等を適用する
共済組合	地方公務員等共済組合法に係る規定を適用する	長期給付のみ適用する
福利厚生	（一財）東京都人材支援事業団正会員	

派遣先団体の例

- ・一般財団法人東京都人材支援事業団
- ・公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会
- ・公益財団法人暴力団追放運動推進都民センター
- ・公立大学法人首都大学東京
- ・株式会社東京ビッグサイト

公益的法人等への東京都職員のパ遣等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。  
平成三十一年三月二十九日

東京都人事委員会

●東京都人事委員会規則第 号

公益的法人等への東京都職員のパ遣等に関する規則の一部を改正する規則  
公益的法人等への東京都職員のパ遣等に関する規則（平成十四年東京都人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一中 「一般財団法人みなと総合研究財団」を「一般財団法人みなと総合研究財団  
一般社団法人地方税電子化協議会」

「地方公共団体金融機構」を「地方公共団体金融機構」に、「東京都職業能力  
開発協会」を「東京都職業能力開発協会」に改める。

特定非営利活動法人全国万引犯罪防止機構」に改める。

別表第二中 「株式会社日本宝くじシステム」を「株式会社日本宝くじシステム」に改  
株式会社はとバス

める。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

公益的法人等への東京都職員の派遣等に関する規則（平成十四年東京都人事委員会規則第一号） 新旧対照表（抄）

改正案	現行
<p>第一条から第三条まで（現行のとおり）</p> <p>別表第一（第二条関係）</p> <p>一般財団法人救急振興財団から一般財団法人日本消防設備安全センターまで</p> <p>一般財団法人みなど総合研究財団</p> <p>一般社団法人東京都港湾振興協会から全国知事会まで</p> <p>地方公共団体金融機構</p> <p>地方税共同機構</p> <p>地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターから東京都住宅供給公社まで</p> <p>東京都職業能力開発協会</p> <p>特定非営利活動法人全国万引犯罪防止機構</p> <p>独立行政法人都市再生機構から日本消防検定協会まで</p> <p>別表第二（第二条関係）</p> <p>株式会社建設資源広域利用センターから株式会社東京臨海ホールディングスまで</p> <p>株式会社日本宝くじシステム</p> <p>株式会社はとバス</p> <p>株式会社バスモから日本自動車ターミナル株式会社まで</p>	<p>第一条から第三条まで（略）</p> <p>別表第一（第二条関係）</p> <p>一般財団法人救急振興財団から一般財団法人日本消防設備安全センターまで</p> <p>一般財団法人みなど総合研究財団</p> <p>一般社団法人地方税電子化協議会</p> <p>一般社団法人東京都港湾振興協会から全国知事会まで</p> <p>地方公共団体金融機構</p> <p>地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターから東京都住宅供給公社まで</p> <p>東京都職業能力開発協会</p> <p>独立行政法人都市再生機構から日本消防検定協会まで</p> <p>別表第二（第二条関係）</p> <p>株式会社建設資源広域利用センターから株式会社東京臨海ホールディングスまで</p> <p>株式会社日本宝くじシステム</p> <p>株式会社バスモから日本自動車ターミナル株式会社まで</p>

## 2 東京都職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

派遣法派遣対象団体の追加等に伴い、所要の改正を行う。

項 該 目 文	内 容
<p>別表第一 (第9条関係)</p> <p>別表第二 (第9条関係)</p>	<p><b>【働きかけ規制適用除外団体の追加に伴う規定整備】</b> 都の事務又は事業と密接な関連を有する業務を行う団体を新たに規定</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p><b>【参考】</b> 東京都職員の退職管理に関する規則 第9条</p> <p>地方公共団体若しくは国の事務又は事業と密接な関連を有する業務を行う法人として、地方独立行政法人、退職手当通算法人、別表第一及び別表第二に掲げる団体を規定</p> </div> <p>※公益法人等派遣法においても、職員を派遣する対象となる団体を「業務の全部又は一部が当該地方公共団体の事務又は事業と密接な関連を有するものであり、かつ、当該地方公共団体がその施策の推進を図るため人的援助を行うことが必要である」団体と規定</p> <p>&lt;新たに規定する働きかけ規制適用除外団体&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○別表第一 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方税共同機構</li> <li>・ 特定非営利活動法人全国万引犯罪防止機構</li> </ul> </li> <li>○別表第二 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 株式会社はとバス</li> </ul> </li> </ul> <p><b>【働きかけ規制適用除外団体の削除に伴う規定整備】</b> 平成31年4月1日付けで解散する法人を適用除外団体から削除</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○別表第一 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般社団法人地方税電子化協議会 ※解散後、上記「地方税共同機構」へ事業継承</li> </ul> </li> </ul> <p><b>【法人の名称変更に伴う規定整備】</b> 平成30年5月1日付けで名称変更した法人の名称を修正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○別表第二 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 株式会社東京TYフィナンシャルグループ（変更前） →株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ（変更後）</li> </ul> </li> </ul>

	(参考) 別表に係る改正内容一覧		
	改正前	改正後	事 由
別 表 第 一	(一社)地方税電子化協 議会	—	削 除
	—	地方税共同機構	新たに規定
	—	特定非営利活動法人 全国万引犯罪防止機構	新たに規定
別 表 第 二	(株)東京 TY フィナンシ ャルグループ	(株)東京きらぼしフィ ナンシャルグループ	名 称 変 更
	—	(株)はとバス	新たに規定
<b>別記第一号様式</b> <b>別記第二号様式</b> <b>別記第三号様式</b>	<b>【別記様式中の元号表記の削除】</b> 改元に伴い、別記第一号様式から別記第三号様式中の元号の表記を削除		
<b>施 行 期 日</b> 附 則	平成 31 年 4 月 1 日 (ただし、法人の名称変更に係る改正については、公布と同日)		

東京都職員 の退職管理に関する規則の一部を改正する規則を公布する。  
平成三十一年三月二十九日

東京都人事委員会

●東京都人事委員会規則第 号

東京都職員 の退職管理に関する規則の一部を改正する規則  
東京都職員 の退職管理に関する規則（平成二十八年東京都人事委員会規則第十一号）  
の一部を次のように改正する。

別表第一中 「一般財団法人みなと総合研究財団」を「一般財団法人みなと総合研究財  
一般社団法人地方税電子化協議会」

団」に、「地方公共団体金融機構」を「地方公共団体金融機構」に、「東京都職業能力  
地方税共同機構」

開発協会」を「東京都職業能力開発協会」に改める。  
特定非営利活動法人全国万引犯罪防止機構」

別表第二中「株式会社東京TYフィナンシャルグループ」を「株式会社東京きらぼし

「株式会社日本宝くじシステム」を  
「株式会社日本宝く  
株式会社はとバス  
ファイナンシャルグループ」に、「株式会社日本宝くじシステム」を  
「株式会社日本宝く  
株式会社はとバス  
じシステム」に改める。

別記第一号様式(表)を次のように改める。

（表）

再就職者による依頼等の承認申請書

年 月 日

（任命権者）殿

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条の2第6項第6号及び東京都職員の退職管理に関する規則（平成28年東京都人事委員会規則第11号）第12条の規定に基づき、下記のとおり承認を申請します。

この申請書の記載事項は、事実と相違ありません。

1 申請者

ふりがな 氏 名		印		生年月日 年 月 日生	
勤務先営利企業等の名称				勤務先営利企業等における役職	
連絡先	電話番号（ - - ）		FAX（ - - ）		
勤務先営利企業等の業務内容					

2 離職時及び離職前の状況

離職日			年 月 日			離職時の職			
離職前5年間（※）の在職状況等	所属・職（階級）		在職期間			職務内容			
			自	年	月	日			
			至	年	月	日			
			自	年	月	日			
			至	年	月	日			
			自	年	月	日			
			至	年	月	日			

※ 申請者が東京都職員の退職管理に関する規則第21条に規定する職に就いていた場合にあつては、当該職に就いていた期間まで遡って記載すること。

別記第二号様式及び第三号様式を次のように改める。

再就職者から依頼等を受けた場合の届出書

年 月 日

東京都人事委員会委員長 殿

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条の2第7項及び東京都職員の退職管理に関する規則（平成28年東京都人事委員会規則第11号）第13条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

この届出書の記載事項は、事実と相違ありません。

1 届出者

ふりがな 氏 名	印	生年月日 年 月 日生
所 属		
職（階級）		

2 要求又は依頼をした再就職者の氏名等

ふりがな 氏 名	要求又は依頼が行われた日時 年 月 日 時
再就職者が勤務する営利企業等の名称	営利企業等における再就職者の役職
離職時の所属	離職時の職（階級）

3 要求又は依頼の具体的な内容

--

再就職状況届出書

年 月 日

（任命権者） 殿

東京都職員の退職管理に関する条例（平成27年東京都条例第127号）第7条及び東京都職員の退職管理に関する規則（平成28年東京都人事委員会規則第11号）第18条に基づき、再就職先の状況について下記のとおり届け出ます。

記

1 届出者

ふりがな 氏 名	印	生年月日 年 月 日生
離職時の所属*		
離職時の職(階級)*	離職日(離職予定日) 年 月 日	
現住所(連絡先)	郵便番号( - )	電話番号( - - )

\* 離職前の職員は、現在の所属及び職（階級）を記入すること。

2 再就職先企業等に関する情報

再就職先の名称			
再就職先の所在地	郵便番号( - )	電話番号( - - )	
再就職先における役職			
再就職先の業務内容			
再就職日*	年 月 日	再就職先における勤務形態	<input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤
備 考			

\* 離職前の職員は、再就職予定日を記入すること。

地方公務員法第38条の2各項に定める事項（再就職者による依頼等の規制）を遵守すること <input type="checkbox"/> 確認しました。
--

## 附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、別表第二の改正規定（「株式会社東京TYファイナンシャルグループ」を「株式会社東京きらぼしファイナンシャルグループ」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

東京都職員の退職管理に関する規則（平成二十八年東京都人事委員会規則第十一号） 新旧対照表（抄）

改正案	現行
<p>第一条から第二十三条まで（現行のとおり）</p> <p>別表第一（第九条関係）</p> <p>一般財団法人救急振興財団から一般財団法人日本消防設備安全センターまで</p> <p>一般財団法人みなど総合研究財団</p> <p>一般社団法人東京都港湾振興協会から全国知事会まで</p> <p>地方公共団体金融機構</p> <p>地方税共同機構</p> <p>東京信用保証協会から東京都住宅供給公社まで</p> <p>東京都職業能力開発協会</p> <p>特定非営利活動法人全国万引犯罪防止機構</p> <p>独立行政法人都市再生機構から日本消防検定協会まで</p> <p>別表第二（第九条関係）</p> <p>株式会社建設資源広域利用センターから株式会社東京スタジアムまで</p> <p>株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ</p> <p>株式会社東京ビッグサイト及び株式会社臨海ホールディングス</p> <p>株式会社日本宝くじシステム</p> <p>株式会社はとバス</p> <p>株式会社バスモから日本自動車ターミナル株式会社まで</p> <p>別記</p> <p>第一号様式（表）（別紙のとおり）</p> <p>第一号様式（裏）（現行のとおり）</p> <p>第二号様式及び第三号様式（別紙のとおり）</p>	<p>第一条から第二十三条まで（略）</p> <p>別表第一（第九条関係）</p> <p>一般財団法人救急振興財団から一般財団法人日本消防設備安全センターまで</p> <p>一般財団法人みなど総合研究財団</p> <p>一般社団法人地方税電子化協議会</p> <p>一般社団法人東京都港湾振興協会から全国知事会まで</p> <p>地方公共団体金融機構</p> <p>東京信用保証協会から東京都住宅供給公社まで</p> <p>東京都職業能力開発協会</p> <p>独立行政法人都市再生機構から日本消防検定協会まで</p> <p>別表第二（第九条関係）</p> <p>株式会社建設資源広域利用センターから株式会社東京スタジアムまで</p> <p>株式会社東京TYフィナンシャルグループ</p> <p>株式会社東京ビッグサイト及び株式会社臨海ホールディングス</p> <p>株式会社日本宝くじシステム</p> <p>株式会社バスモから日本自動車ターミナル株式会社まで</p> <p>別記</p> <p>第一号様式（表）（別紙のとおり）</p> <p>第一号様式（裏）（略）</p> <p>第二号様式及び第三号様式（別紙のとおり）</p>

(表)

再就職者による依頼等の承認申請書

年 月 日

(任命権者) 殿

地方公務員法(昭和25年法律第261号)第38条の2第6項第6号及び東京都職員の退職管理に関する規則(平成28年東京都人事委員会規則第11号)第12条の規定に基づき、下記のとおり承認を申請します。

この申請書の記載事項は、事実と相違ありません。

1 申請者

ふりがな		生年月日	
氏 名	印	年 月 日生	
勤務先営利企業等の名称		勤務先営利企業等における役職	
連絡先	電話番号( - - )	FAX( - - )	
勤務先営利企業等の業務内容			

2 離職時及び離職前の状況

離職日	年 月 日		離職時の職	
	所属・職(階級)	在職期間		職務内容
離職前5年間(※)の在職状況等		自	年 月 日	
		至	年 月 日	
		自	年 月 日	
		至	年 月 日	
		自	年 月 日	
		至	年 月 日	

※ 申請者が東京都職員の退職管理に関する規則第21条に規定する職に就いていた場合にあっては、当該職に就いていた期間まで遡って記載すること。

(日本工業規格A列4番)

(表)

再就職者による依頼等の承認申請書

平成 年 月 日

(任命権者) 殿

地方公務員法(昭和25年法律第261号)第38条の2第6項第6号及び東京都職員の退職管理に関する規則(平成28年東京都人事委員会規則第11号)第12条の規定に基づき、下記のとおり承認を申請します。

この申請書の記載事項は、事実と相違ありません。

1 申請者

ふりがな		生年月日	
氏 名	印	昭和・平成 年 月 日生	
勤務先営利企業等の名称		勤務先営利企業等における役職	
連絡先	電話番号( - - )	FAX( - - )	
勤務先営利企業等の業務内容			

2 離職時及び離職前の状況

離職日	平成 年 月 日		離職時の職	
	所属・職(階級)	在職期間		職務内容
離職前5年間(※)の在職状況等		自 平成	年 月 日	
		至 平成	年 月 日	
		自 平成	年 月 日	
		至 平成	年 月 日	
		自 平成	年 月 日	
		至 平成	年 月 日	

※ 申請者が東京都職員の退職管理に関する規則第21条に規定する職に就いていた場合にあっては、当該職に就いていた期間まで遡って記載すること。

(日本工業規格A列4番)

再就職者から依頼等を受けた場合の届出書

年 月 日

東京都人事委員会委員長 殿

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条の2第7項及び東京都職員の退職管理に関する規則（平成28年東京都人事委員会規則第11号）第13条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

この届出書の記載事項は、事実と相違ありません。

1 届出者

ふりがな 氏 名	印	生年月日 年 月 日生
所 属		
職（階級）		

2 要求又は依頼をした再就職者の氏名等

ふりがな 氏 名	要求又は依頼が行われた日時 年 月 日 時
再就職者が勤務する営利企業等の名称	営利企業等における再就職者の役職
離職時の所属	離職時の職（階級）

3 要求又は依頼の具体的な内容

再就職者から依頼等を受けた場合の届出書

平成 年 月 日

東京都人事委員会委員長 殿

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条の2第7項及び東京都職員の退職管理に関する規則（平成28年東京都人事委員会規則第11号）第13条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

この届出書の記載事項は、事実と相違ありません。

1 届出者

ふりがな 氏 名	印	生年月日 昭和・平成 年 月 日生
所 属		
職（階級）		

2 要求又は依頼をした再就職者の氏名等

ふりがな 氏 名	要求又は依頼が行われた日時 平成 年 月 日 時
再就職者が勤務する営利企業等の名称	営利企業等における再就職者の役職
離職時の所属	離職時の職（階級）

3 要求又は依頼の具体的な内容

再就職状況届出書

年 月 日

（任命権者） 殿

東京都職員の退職管理に関する条例（平成27年東京都条例第127号）第7条及び東京都職員の退職管理に関する規則（平成28年東京都人事委員会規則第11号）第18条に基づき、再就職先の状況について下記のとおり届け出ます。

記

1 届出者

ふりがな 氏 名	印	生年月日 年 月 日生
離職時の所属*		
離職時の職（階級）*	離職日（離職予定日） 年 月 日	
現住所（連絡先）	郵便番号（ - ）	電話番号（ - - ）

※ 離職前の職員は、現在の所属及び職（階級）を記入すること。

2 再就職先企業等に関する情報

再就職先の名称			
再就職先の所在地	郵便番号（ - ）	電話番号（ - - ）	
再就職先における役職			
再就職先の業務内容			
再就職日*	年 月 日	再就職先における勤務形態	<input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤
備 考			

※ 離職前の職員は、再就職予定日を記入すること。

地方公務員法第38条の2各項に定める事項（再就職者による依頼等の規制）を遵守すること  
 確認しました。

再就職状況届出書

平成 年 月 日

（任命権者） 殿

東京都職員の退職管理に関する条例（平成27年東京都条例第127号）第7条及び東京都職員の退職管理に関する規則（平成28年東京都人事委員会規則第11号）第18条に基づき、再就職先の状況について下記のとおり届け出ます。

記

1 届出者

ふりがな 氏 名	印	生年月日 昭和・平成 年 月 日生
離職時の所属*		
離職時の職（階級）*	離職日（離職予定日） 平成 年 月 日	
現住所（連絡先）	郵便番号（ - ）	電話番号（ - - ）

※ 離職前の職員は、現在の所属及び職（階級）を記入すること。

2 再就職先企業等に関する情報

再就職先の名称			
再就職先の所在地	郵便番号（ - ）	電話番号（ - - ）	
再就職先における役職			
再就職先の業務内容			
再就職日*	平成 年 月 日	再就職先における勤務形態	<input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤
備 考			

※ 離職前の職員は、再就職予定日を記入すること。

地方公務員法第38条の2各項に定める事項（再就職者による依頼等の規制）を遵守すること  
 確認しました。